

リクルートキャリアの採用支援サービスをご利用の企業の皆様へ  
2018年1月より施行される改正職業安定法に伴うご対応をお願いいたします。

1

**固定残業代制、みなし労働時間制を採用している場合、試用期間中の労働条件が異なる場合には詳細の記載をお願いいたします。**

**■ご対応いただきたいこと■**

- (1) 固定残業代制を採用している場合は以下の記載が必要です。
  - ① 固定残業代の計算方法(労働時間数と金額等)
  - ② 固定残業代を除いた基本給額
  - ③ 固定残業代相当時間を超えた場合の超過分を別途支払う旨
- (2) みなし労働時間制を採用している場合には該当制度の種類と一日のみなし労働時間の記載が必要です。
  - ① 専門業務型裁量労働制
  - ② 企画業務型裁量労働制

※なお、**事業場外みなし労働時間制**を採用している場合にも記載をお願いいたします。  
※みなし労働時間制を採用している場合に、残業代を固定的に支給しているときは、残業代の対象となる労働時間数と金額の記載をお願いいたします。  
※実際の残業時間に応じて残業代を支給している場合、上記(1)(2)の記載は不要です。
- (3) 試用期間中の労働条件が異なる場合は、試用期間中の労働条件の記載も必要です。

**■ポイント■**

若者雇用促進法と異なり、改正職安法では、求人者(企業)だけでなく職業紹介事業者も上記の明示をしなければならないとされました。  
また、明示が必要な求人も、若年者の求人に限られない全ての求人となりました。

※リクルートキャリアでは、2017年12月より改正法に沿って求人票の確認を行います。  
**上記の明示ができない求人はお取扱いができなくなりますのでご注意ください。**

2 **求人終了まで求人票の保存をお願いいたします。**

**■ご対応いただきたいこと■**

新規で求人票を作成した場合や求人票の内容を変更した場合には、その求人票について、貴社にメールで送信いたしますので、**記載内容のご確認および保存をお願いいたします。**

**■ポイント■**

今回の改正で、求人者(企業)は、労働者の募集が終了する日まで、求人票等(求職者に明示された求人の内容に関する記録)を保管することが義務付けられました。

※変更等を行なった場合にご確認と保存をお願いする求人票が増えることとなりますが、ご理解をお願いいたします。



**内容確認・保存をお願いいたします。**



**貴社**

### 労働条件の変更等を行う場合は、速やかなご連絡をお願いいたします。

#### ■ご対応いただきたいこと■

求人票に記載した労働条件の変更等を行う場合は、速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。また、面接等の過程で個別の求職者の労働条件に変更等があった場合（例：具体的な給与額の決定など）も、速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。

#### ■ポイント■

今回の改正で、求職者に当初明示された労働条件が変更・特定・削除・追加（変更等）された場合には、求職者に対し速やかに変更等の内容を明示することとされました。

### 応募時の労働条件との差異を対照できる書面の作成をお願いいたします。

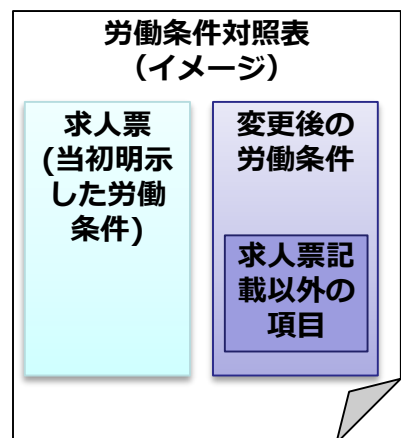
#### ■ご対応いただきたいこと■

労働条件について、求職者の応募時の求人票の内容と、変更等がなされた後の労働条件を対照することができる書面の作成をお願いいたします。

#### ■ポイント■

労働条件の変更等の内容の明示は、変更等がなされた後の労働条件を対照することができる書面により行うことが望ましいとされました。

※2018年1月22日以降、求職者を推薦する際に、応募書類と併せて求職者に当初明示した求人票を送付いたします。



今回の改正により、厚生労働大臣が求人者(企業)に対し指導および助言を行うほか、規定に違反するおそれがある場合には是正措置の勧告、これに従わない場合にはその旨の公表等を行うことが定められました。

参考資料：厚生労働省リーフレット(労働者を募集する企業の皆様へ)

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171017\\_1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000171017_1.pdf)